



昭和38年4月5日印刷
昭和38年4月10日発行
奈良市民だより
(第75号)
発行所 奈良市役所
編集兼発行人 秘書課長 宮武一二三
印刷所 共同印刷工業株式会社

奈良市の人口

(昭和38年3月末)
世帯数 35,365
人口 141,568
(男68,348 女73,220)

奈良市選挙管理委員会事務局に

臨時電話(直通)を増設しました
選挙事務がいそがしくなりましたので奈良市選挙事務局に次の直通電話を備えました。
電話番号②0550 ③0582 4月2日(日)から末4月20日(日)まで

明るい市民生活を築くために

正しい地方政治を 公明選挙で

4月17日(水) 県議会議員選挙
4月30日(火) 市長選挙
市議会議員選挙

地方政治と市民生活のつながり、わたくしたちの日常生活は……朝起きたときから夜寝るまで——いや夜中に眠っている間でも、絶えず地方政治と密接なつながりをもってあります。

学校や住宅が建てられたり、道路や橋が改修されるのも、塵芥の処理やし尿の汲取りも、或は害虫の駆除や伝染病の予防、消毒なども、数えだててみるとあらゆる方面で地方政治の良否がわたくしたちの日常生活を明るくも、暗くもいたします。この政治を行なうものがわたくしたちが選挙した代表者です。

自分達の生活が向上するか、低下するかは大いに選挙によってきまると言えます。

ここに民主政治—すなわち住民の総意を反映する政治—の意義があります。これからの選挙にはあくまで公明選挙を推進して立派な地方政治の基礎を作らなければなりません。

地方選挙の

重要さと選び方

わたくしたちの県政や市政は私たちの選んだ代表者によって運営されます。これが地方自治の姿です。

近く行なわれる奈良県議会議員選挙、奈良市長選挙、奈良市議会議員選挙はそれぞれ今後4年の長い期間にわたって県政や市政を委任する代表者をきめる大切な選挙です。

義理があるから、ご馳走になったから、金や物をもらったから……などということでは投票してはなりません。

一票でも多くほしいという候補者の溺れる者にも似た弱身につけこんで寄附をさせたり、ご馳走をねだったりすることは、大切な選挙をあまり、政治を暗いものにいたします。

明るい立派な社会をつくるために私達は自分自身の判断で、ほんとうにこの人ならと心から信頼できる人を選びましょう。

だれにも出来る 選挙運動と選挙

違反の実例

○戸別訪問

選挙運動のために一戸一戸訪ねまわるとは戸別訪問として禁止されています。家庭ばかりでなく会社、工場などを訪ねることもいけないし各戸を訪問する積りで一戸だけ訪ねてもやはり戸別訪問になります。

電話を使って「〇〇さんに投票して下さい」と各戸に電話することや道路とか電車、バスなどの中でたまたま出会った知人などに投票を依頼することは違反にはなりません。

▲違反の実例

- 選挙運動用のポスターをはる承諾を求めることを口実にして運動員が戸別訪問した。
- 運動員が署名運動のために各戸を訪ねた。
- 幾人もの運動員が手分けをして一人が一戸だけ訪問することをつづけた。

訪問先の家の中へはいらないが、その都度門前に呼び出して投票を依頼した。

○飲食物の提供

だれでも選挙運動に関して飲食物をふるまってはならないことになっています。従って陣中見舞として酒食を贈ることも許されません。ただし湯茶とか茶うけ程度の菓子は差支えありません。

選挙事務所で運動員に出す弁当についても一定の制限内で認められています。

▲違反の実例

- 通行人を選挙事務所に呼び入れて酒肴をふるまった。

○文書の配布

選挙運動のためくばることのできるのは選挙運動用はがき(県会、市長5000枚、市会1200枚)だけです。

このはがきを候補者からもらって友人や知人に推せん状を出すこともできます。しかしこのはがきは必ず集配郵便局へ差出さなければなりません。道路などで直接選挙人に手渡すことはできません。

▲違反の実例

- 候補者を支持する組合の機関紙を号外の名目で多数配った。
- 自分の友人知人などに投票依頼の手紙を出した。

○文書などの掲示

選挙運動のために掲示できるポスターは選挙管理委員会の検印のあるポスターだけです。

▲違反の実例

- 候補者の氏名、政見をかいた看板を街頭にたてた。
- 選挙運動用ポスターを公共建物にはった。

○文書の回収

選挙運動のため文書を多数の者に回収することは禁じられています。

▲違反の実例

- 選挙用のハガキ、ポスターなどを回収板にして廻した。
- 選挙運動用ポスターを動くものにはったり、一枚のポスターを

ひんばんに場所をかえてはりかえたり、回覧するのと同じように使ったもの。

○あいさつ状など

候補者、運動員、候補者の家族の氏名などをかいた年賀状、寒中見舞状などのあいさつ状を選挙区内にくばったり、掲示することは許されません。

▲違反の実例

- 候補者の氏名を記した近火見舞状を選挙区内に多数くばった。
- 候補者の氏名を書いた時候見舞状を選挙区内に多数くばった。

○買収、供

応、選挙妨害等

選挙運動のために買収したり、ご馳走をしたり、されたりすることや、候補者のことについてデマをよぼしたり、候補者選挙人、運動員をおどかしたり、演説、集会、通行などを妨害した。



敷いた。
運動員が選挙人を後援会結成の名目で自宅にあつめ酒食をふる

公明選挙都市宣言

選挙は民主政治の基礎であり、民主政治の健全な発展のためには、選挙が公明かつ適正に行なわれなければならない。

来る4月には県議、市議、市長選が相ついで行なわれるので、この時にあたり選挙界から選挙違反を追放し公明選挙を実現することにより、民主地方政治を確立しなければならない。

よって本市議会の決議をもって、公明選挙都市たらんことを宣言し、市民のすべての希望と熱意を結集してこれが実現に努力する。

昭和38年3月15日

奈良市議会

去る3月15日奈良市議会は本会議再開のはじめに当って全員一致で上記のように公明選挙都市宣言を可決しました。

奈良市は今回の統一地方選挙即ち県議会議員、市長、市議会議員選挙を手初めに、7月執行予定の農委

員委員選挙にも、更に将来ながくどの選挙も公明にする決意を宣言したのであります。

候補者も選挙運動員も、一般選挙人もこの宣言に恥じない清い、正しい立派な選挙をして下さい。

補充選挙人名簿の

登録申請は

4月17日行なわれる県議会議員選挙に際しての補充選挙人名簿の登録申請は4月7日で受付を終りましたが、次に4月30日執行の市長選挙及び市議会議員選挙に際して4月23日現在で調製する補充選挙人名簿については次の通り登録申請をして下さい。

●登録資格

- ▲既存の選挙人名簿にのっていないもの(登録もれで投票所入場券のとどかない人など)
- ▲昭和18年4月24日以前に生れ

たもの。

▲昭和38年1月23日以前から奈良市に引き続き居住しているもの

▲欠格事項(犯罪等)に該当しないもの

●申請期間 4月23日、24日(2日間)午前8時30分から午後5時まで

●申請場所 奈良市選挙管理委員会事務局(奈良市役所三階) 同 事務局分室(各出張所)

記号式投票を実施します

昭和37年5月公職選挙法の改正によりまして地方公共団体の長の選挙の投票(点字投票及び不在者投票を除く)に限りその地方公共団体の条例の定めるところによって記号式投票の方式を採用することができるようになりました。奈良市では去る3月の定例会でその条例を制定し、来る4月30日の市長選挙の投票はこの方法によることになりました。

記号式投票と言いますのは投票用紙に記載してある候補者氏名の上欄に○の印だけを記する投票方法であります。奈良市では更に無効投票を減らすために投票所記載台にゴム印を用意して、それを捺せばよい簡単な方法をとることにいたしております。

行政苦情の相談は気軽に 協力委員に

国の役所や、国に代って県市町村が行なっております仕事に納得のゆかないことがあったり、不当なやり方だと思われる具体的な問題や更に改善を必要とすると考えられる事柄について一般の方々からの苦情はいつでも行政苦情相談協力委員がその申出を受けて、ご相談あつせんをいたします。

この苦情相談は無料であり、申出は書面や電話でも差支えありません。

この協力委員は行政管理庁から発令されるもので奈良市では次の方々が4月1日から明年3月末日までの間、昨年に引続いて協力委員を委嘱されました。

- 下御門町21 白井 明 ② 3387 ③ 4487
- 中院町8 信貴 順治 ② 8100 ③ 6448 (勤務先・市町村) 会館

簡易で低利な 公益質屋

奈良市公益質屋では気軽にご利用していただくようお待ちしております。

- ▲貸付金額 一世帯5,000円以内
- ▲利率 月3分
- ▲取扱時間 午前8時30分~午後5時

但し日曜、祝日は休み、土曜日は午後〇時30分まで 質物と米穀通帳又は国民健康保険証と印鑑をお持ち下さい。 奈良市公益質屋 (中院町16番地 電話⑦053)

公明選挙宣言都市です みんなそろって よい投票に總参加を

昭和38年度分の 個人市民税・県民税について

個人の県市民税については昨年度分から申告書を提出していただく制度に改まりまして、本年も去る3月1日から20日までの間にその提出を願いましたが、給与所得のみの所得者は勤務先からの報告によりますので申告書を提出する必要はありません。その他の方はすべて提出していただくことになっております。

申告書を提出しない場合は扶養控除その他の諸控除が認められないことになり、納税者にとっては大変不利となることは既にご承知のとおりであります。

さてそうした資料に基づきまして本年度の県市民税を算出決定いたしましたのでありますが、ここにその概略につき、又市民税の減税につきまして説明いたしましてご参考供したいと思っております。

▲市民税の算定はどのようになっているか

(1) 課税の方式は

所得割については地方税法第314条の2に定める「本文方式」によるものが原則として全国的に統一されておりまして、奈良市におきましてもこの方式によっております。

この方式では総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から諸控除を差し引いた残りの金額を課税標準といたします。

ただし財政上特別の事情のある市町村では「但し書方式」というのを採用することができることになっておりまして、これによりまして、控除が基礎控除だけにどまり、従って税負担は重くなります。

県内では奈良市をのぞいた他の七市ではいずれもこの「但し書方式」によっております。

(2) 税率については

所得割の税率については超過累進税率によることに規定されております。即ち課税所得金額の多寡に応じて順次に累増的に税の負担を求めるとされておるのであります。

奈良市では所得割の課税方式をさきに述べたように「本文方式」をとっておりますので扶養家族の多い人は税負担が軽くなり、又高額所得者になるほど適用税率が高くなります。

(3) 所得割の減税

昭和37年度分におきましても減税を行ないましたが、昭和38年度におきましては更に負担の軽減をはかり税率を引下げることに

なりました。税率は次のとおりであります。

課税所得段階	税率	
	昭和37年度分	昭和38年度分
3万円以下の金額	2.5	2
3万円をこえる金額	3.5	3
5万円をこえる金額	4.5	4
10万円をこえる金額	5.5	5
15万円をこえる金額	6.5	6
20万円をこえる金額	7.5	7
50万円をこえる金額	8.5	8
100万円をこえる金額	9.5	9
150万円をこえる金額	10.5	10
	100	100

この表で示しますように所得段階区分は変わりませんが、各段階とも税率は0.5%の引下げを行なっております。

ただし山林所得につきましては一時的な所得でありますので、その金額の5分の1にこの税率をかけて得た額を更に5倍して所得割額を算出して累進緩和の措置が講ぜられております。

よく減税をしたと言われていたのに前年と比べて余り低くなっていないと不平をもらわれる方がありますが、所得がふえているのを忘れておられる場合が多いので、税金が僅かしか上がっていないのも、前年とさ

て変りないのも減税をした結果による場合が多いのであります。

個々の例をとって見まして、所得の増加しておられる程度によりまして、税率は引下げましても税負担が昨年より高くなっている方もあります。しかし若し昨年通りの税率でありましたならば勿論更に一層高額

の税金がかかっていたことを思い合わせて下されば結構と思えます。

税は所得伸長の推移、所得階層の比重、財政需要の面を考察いたしまして許される範囲においての最大限の税率引下げを行なったわけであり

ました。

“大阪の市民税は安いのが奈良はどうして高いのか”とよくご不満の声を聞きますが、本市のような消費都市の性格をもった市と、大企業や高額所得層の多い京阪神地区の諸都市とは根本的に財源に格差があり、しかも奈良市は財政再建団体としてその途上にありますので、今直ちに大都市なみの税負担にすることは至難であります。

しかしながら出来る限り早急に税負担の軽減を図るよう常に努力している次第であります。

▲県民税について

(1) 課税方式は

市民税の場合と同様でありまして全国どの府県でも同じ課税方式を採用しなければならぬことと定められております。課税所得金額の算出方法も市民税の場合と同じであります。

(2) 所得割の税率と適用区分

昨年と同様でありまして税率の引下げは行なわれておりません。又超

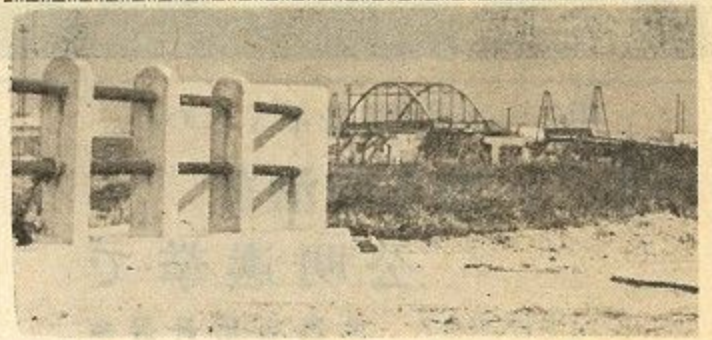
課税所得金額	扶養親族 (5人以上の場合を省略いたしました)				
	0人の場合	1人の場合	2人の場合	3人の場合	4人の場合
1万円の場合	200円	—円	—円	—円	—円
3万円	600	360	120	—	—
5万円	1000	760	520	280	40
8万円	1,600	1,360	1,120	880	640
10万円	2,000	1,760	1,520	1,280	1,040
15万円	3,000	2,760	2,520	2,280	2,040
20万円	4,000	3,760	3,520	3,280	3,040
25万円	5,000	4,760	4,520	4,280	4,040
30万円	6,000	5,760	5,520	5,280	5,040
35万円	7,000	6,760	6,520	6,280	6,040
40万円	8,000	7,760	7,520	7,280	7,040
50万円	10,000	9,760	9,520	9,280	9,040
60万円	12,000	11,760	11,520	11,280	11,040
70万円	14,000	13,760	13,520	13,280	13,040
80万円	16,000	15,760	15,520	15,280	15,040
90万円	18,000	17,760	17,520	17,280	17,040
100万円	20,000	19,760	19,520	19,280	19,040
200万円	50,000	49,760	49,520	49,280	49,040
300万円	90,000	89,760	89,520	89,280	89,040
500万円	170,000	169,760	169,520	169,280	169,040
800万円	290,000	289,760	289,520	289,280	289,040
1000万円	370,000	369,760	369,520	369,280	369,040

過累進税率によっています。

県民税所得割の税率

課税所得金額	税率
150万円以下の金額	2/100
150万円をこえる金額	4/100

(1)所得割の納税義務者が障害者、寡婦、老年者、勤労学生に該当する場合、又は納税義務者が障害者である扶養親族を有している場合は県市民税ともにその所得割額からそれぞれ1,000円の税額控除を行なっております。



阪奈道路取付工事(大森~尼辻線)の 陸橋が近く完成します

— 開通は5月中旬の予定 —

阪奈道路から奈良市街に通ずる関門とも言ふべき所に国鉄奈良駅北側の踏切りがあります。三条通りに通じるこの道路は市内でも最も交通量の多い所で、昨年4月の調査では四輪自動車だけで1日平均6500台にのぼっています。しかも踏切の遮断は単に列車の通過を待つばかりでなく、列車のための貨車の入れ替えなどで長時間におたつて行きつ戻りつ繰り返し行なわれるので、その混雑はま

ことに言葉に尽せません。そうした交通難を緩和し、その円滑を計るために何らかの措置を講じなければならぬことは多年にわたる懸案でありました。

今大森町附近で国鉄関西本線、桜井線をまたぐ陸橋の架設工事が進められておりますが、三条通りを避けて大森町へ結ぶこのバイパスが開通するのは5月中旬と予定されていま

(3) 所得割の負担額は

下の表をごらん下さい。

▲税額の控除について

配当所得税額控除を除いては昨年と同様でありまして次のとおりになっております。

(2)所得税の一部を県市民税に委譲したことに伴う負担調整においては県民税では扶養親族、配偶者、白色事業専従者についてそれぞれ240円、又青色事業専従者については480円を税額控除しております。

(3)一般配当所得に対しては市民税では配当所得の3/100(昨年は4/100)、県民税では1.2/100(昨年は1.6/100)の税額控除が行なわれます。

又投資信託の利益の配当等に対しては市民税ではその1.5/100(昨年は2/100)県民税では0.6/100(昨年は0.8/100)の税額控除が行なわれます

▲均等割について

昨年同様でありまして、市民税は400円、県民税は100円でありま

す。昭和38年度分の県市民税の課税の概要並びに減税と負担税がどのようになっているか、概略説明申し上げます。

市政が益々進歩発展いたしますには、市民各位の税政に対する深いご理解とご協力によらなくては其の成果を収めることはできないのでありまして、更に一層皆様のお力添えによりまして名実ともに国際文化観光都市として、住みよい美しい奈良市の将来の繁栄を期待いたしたいものであります。

すんだかと孫もたすねる投票日



候補者にムリを言わない運動にご協力を

▲賞

- 特賞 1点
奈良市静美会長賞
賞金 2万円
ナショナル賞
(パナトニック・トランジスタラジオ)
- さくらフィルム賞(コニカL)
- 金賞 2点
奈良県知事賞
奈良県警本部長賞
各賞金 1万円
ナショナル賞
(電動鉛筆けずり)
- さくらフィルム賞
- 銀賞 2点
奈良市長賞

奈良を静かに美しくする運動を推進するための

写真募集締切迫る

▲画題 静かな奈良の美しい風物・風俗・交通状況など……この運動の推進にふさわしいもの

- 奈良警察署長賞
各賞金 5千円
ナショナル賞(乾電池時計)
- さくらフィルム賞
- 銅賞 10点
朝日新聞社賞
毎日新聞社賞
読売新聞社賞
産業経済新聞社賞

- 中部日本新聞社賞
日本経済新聞社賞
共同通信社賞
時事通信社賞
大和タイムス社賞
N.H.K賞
各ナショナル賞
(蛍光灯スタンド)
- さくらフィルム賞
ミノルタカメラ賞

- 入賞 30点
賞状及記念品
ナショナル賞
さくらフィルム賞
- ▲締切 昭和38年5月31日
- ▲送付先
奈良市総務部企画財政課内
奈良市静美会事務局
(奈良市東寺林町)

▲応募上の注意

- (1)サイズは黒白4つ切、枚数制限なし。
- (2)作品には住所、氏名、年令、データを記入のこと。
- (3)応募作品は未発表のもの、又返却はしない。
- (4)入選作品の著作権は主催者に属しますから原稿の提出を求めます
- (5)感光材料はさくら製品を使って下さい。
- (6)銅賞以上の入賞作品は1人1賞とします。

奈良警察署交通課
(奈良市三条通り)